

# 家畜衛生情報

No. 3 - 32  
令和3年11月17日

## 外国人の入国制限見直しに伴い、我が国への海外悪性伝染病の侵入リスクの高まりが想定されます！

昨年来、新型コロナウイルス（COVID-19）の人への感染が世界的に継続しており、海外渡航の自粛等、感染拡大を防止する措置がとられ、人の移動が減少していた状況でしたが、今般、外国人の入国制限が緩和されることとなりました。今後は海外から我が国への人の移動が増加することが想定されます。

入国者による国内への違法な肉類の持込みによるアフリカ豚熱などの海外悪性伝染病ウイルスの侵入のリスクが高まることが予想されます。

外国人技能実習生の受け入れの再開も想定されます。技能実習生等の外国人従業員受け入れを予定している生産者の方は、農林水産省動物検疫所と連携した上で、以下について御対応ください。

- (1) 外国人技能実習生が入国する前に家畜衛生に関する資料を準備し、関連する監理団体に提供すること。
- (2) 外国人技能実習生が入国後、実習する前に監理団体等が実施することとなっている国内での講習時に家畜衛生に係る指導及び注意喚起を行うこと。

また、既に、技能実習生等の外国人従業員を受け入れている生産者の方は、母国を含めた海外から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起を行っていただくとともに、従業員の方が受け取っている国際郵便物等の中に違法な肉製品が含まれている疑いがあった場合、直ちに当所に連絡いただきますようお願いいたします。

また、農林水産省ウェブサイトに掲載されている多言語のリーフレット等や農林水産省動物検疫所のウェブサイトリンクも、外国人の従業員の教育に御活用ください。

### 滋賀県家畜保健衛生所

(本所) 近江八幡市西本郷町226-1  
TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

(北西部支所) 高島市今津町弘川249-1  
TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681